

令和 3年 4月 9日

神田町会の皆様

神田町会
町会長 渡邊幸夫

新型コロナウイルスに伴う地区、町会の行事、会議等の対応について

日頃より、町会、地域の発展や、住み良いまちづくりのためにご尽力いただいていることに、心より敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症について、県内では、一部地域において3月中旬以降、急速に拡大し、松本圏域においても新規陽性者が増加傾向にあることから、県は全県に「医療警報」を発出しました。これを受け、4月9日に松本市の対策本部会議が行われ、以下の対応方針が示されましたので、ご確認ください。

記

1 市の対応方針

県内では、一部地域において3月中旬以降、感染が急速に拡大し、松本圏域においても新規陽性者が増加傾向にあります。また、4月8日に県が全県に「医療警報」を発出するとともに、全圏域の感染警戒レベルを3に引き上げたことから、4月末までを目処に「警戒期」に戻し、対応することとします。

2 市民への呼びかけ

警戒期の感染防止のお願いとして、特に会食で注意することについて、「まつもと版 新たな会食のすゝめ」の協力を引き続き呼びかけます。

3 警戒期の市の対応

(1) 公民館及び福祉ひろば

3密や飛沫感染リスクの高い（飲食・大声を出す）事業及び活動は自粛をお願いするものとし、その他の施設は、感染対策を徹底して開館します。

(2) 高齢者施設等の従業員に対しての集中的な検査

PCR検査等の自主検査費用補助事業について、感染の急拡大を未然に防ぐため、感染警戒レベル4から実施することを県と連携して検討しています。

4. 神田町会の対応は

(1) 地区・町会の会議やイベントについて

ア これまでの3密を避ける等の、コロナウイルス感染症予防対策を徹底していただき、感染リスクを最大限低下させつつ、会議及び事業を実施してください。
また、会議・事業等への強制参加等を行わないようお願いいたします。

イ 会食についても、今一度ご検討いただき、実施する必要がある場合は、飛沫感染に注意いただくとともに、別紙のまつもと版「新たな会食のすゝめ」を遵守し、密な室内での大人数（概ね1Mの距離が取れない程度の人数）長時間（概ね2時間超）とならないように留意してください。

(2) 配布文書について

感染予防対策の徹底を図りながら配布してください。特に仕分けを行う際は、3密を避けるなど感染予防対策の徹底をお願いします。